第四条の三第一項中「、法第十三条の四において準用する金融商品取引法」の下に「（以下この条から第四条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）」を加え、「（法第十三条の四において準用する金融商品取引法」を「（準用金融商品取引法」に、「より法第十三条の四において準用する金融商品取引法」を「より準用金融商品取引法」に改め、同条第二項中「法第十三条の四において準用する金融商品取引法」を「準用金融商品取引法」に改める。

第四条の四第一項中「法第十三条の四において準用する金融商品取引法」を「準用金融商品取引法」に改め、「第三十四条の二第十一項」の下に「又は準用金融商品取引法第三十四条の二第二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十二項」を「準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項」に改め、同条第二項中「法第十三条の四において準用する金融商品取引法」を「準用金融商品取引法」に改める。

第四条の五第一項中「法第十三条の四において準用する金融商品取引法」を「準用金融商品取引法」に改め、同条第二項中「法第十三条の四において準用する金融商品取引法」を「準用金融商品取引法」に、「及び第十六条の六の二第二項」を「、第十六条の六の二第二項及び第十六条の八の五第二項」に改める。

第十二条の二第六号中「（法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この条において同じ。）」及び「（法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第十四条の三及び第十四条の四を次のように改める。

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条の三　第四条の三の規定は、外国銀行代理銀行（法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。以下同じ。）が法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法（以下この条から第十四条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときについて準用する。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十四条の四　第四条の四の規定は、外国銀行代理銀行が準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による書面による同意に代えて準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する内閣府令で定める方法により同意を得ようとするときについて準用する。

第十四条の五中「法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法」を「準用金融商品取引法」に改める。

第十六条の六の二第一項中「金融商品取引法」の下に「（次項及び次条において「準用金融商品取引法」という。）」を加え、同条第二項中「法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法」を「準用金融商品取引法」に改める。

第十六条の六の三を次のように改める。

（情報通信の技術を利用した提供）

第十六条の六の三　第四条の三の規定は、銀行代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときについて準用する。

第十六条の八中「第五十二条の六十一第一項」を「第五十二条の六十の二第一項」に改め、同条の次に次の十条を加える。

（電子決済等取扱業者と密接な関係を有する者）

第十六条の八の二　法第五十二条の六十の十三に規定する政令で定める者は、銀行等（法第五十二条の六十の二第一項に規定する銀行等をいう。）その他内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げるものとする。

一　当該電子決済等取扱業者（法第二条第十八項に規定する電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）の役員（法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）又は使用人

二　当該電子決済等取扱業者の親法人等又は子法人等

三　当該電子決済等取扱業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（次項第四号において「特定個人株主」という。）（第一号に掲げる者を除く。）

四　前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

2　前項第二号の「親法人等」とは、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）をいう。

一　その親会社等

二　その親会社等の子会社等（自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。）

三　その親会社等の関連会社等（次項第二号に掲げる者を除く。）

四　その特定個人株主に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。）

イ　当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）

ロ　当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等

3　第一項第二号の「子法人等」とは、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）をいう。

一　その子会社等

二　その関連会社等

4　この条において「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

5　第二項第三号及び第四号イ並びに第三項第二号の「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。）若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

6　第一項第三号及び第二項第四号に規定する議決権の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（情報通信の技術を利用した提供）

第十六条の八の三　第四条の三の規定は、電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法（以下この条から第十六条の八の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商